

資料 4-2 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 8 年 3 月 19 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 重度強度行動障害加算補助金について

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の目的

重度の強度行動障害者の支援を行う施設に対して、生活支援員等の加配を行う等、利用者に対して適切な指導・訓練等を実施するために必要な経費の一部を助成し、利用者の安全の確保及び行動障害の軽減並びに施設の経営基盤の安定を図る。

#### (2) 助成対象施設

指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）

#### (3) 対象施設の要件（障害者支援施設の場合）

- ア 医師について、必要な数を配置していること
- イ 職員の配置について

人員配置基準上の職員及び職員の加配が求められる加算等の算定に係る職員の員数に加えて、下記の加配人数を配置していること。

##### 1) 重度の強度行動障害

原則として重度の強度行動障害者が 1 名の場合は、常勤専従の生活支援員 1 名以上、重度の強度行動障害者が 2 名の場合は、常勤専従の生活支援員 1 名に、生活支援員を常勤換算方法で 1 名を加えて得た数以上、重度の強度行動障害者が 3 名の場合は、常勤専従の生活支援員 2 名に、生活支援員を常勤換算方法で 1 名を加えて得た数以上、重度の強度行動障害者が 4 名の場合は、常勤専従の生活支援員 3 名に、生活支援員を常勤換算方法で 1 名を加えて得た数以上、重度の強度行動障害者が 4 名を超える場合は、常勤専従の生活支援員 4 名に、重度の強度行動障害者が 1 名増すごとに生活支援員を常勤換算方法で 1 名を加えて得た数以上配置していること。ただし、この配置が難しい場合において、支援対象者の特性にあった支援ができると認められ、かつ、生活支援員の実人数が人数配置の要件を満たしている場合には、常勤専従の生活支援員及び常勤換算方法で算定する生活支援員の人数について、いずれも常勤換算方法で 1 名を下回ることができる。

##### 2) 最重度の強度行動障害者

原則として最重度の強度行動障害者が 1 名の場合は、常勤専従の生活支援員 1 名に、生活支援員を常勤換算方法で 1 名を加えて得た数以上、最重度の強度行動障害者 1 名を超える場合は、常勤専従の生活支援員 1 名に、生活支援員を常勤換算方法で 1 名を加えて得た数に、1 名増すごとに、常勤専従の生活支援員 1 名に、生活支援員を常勤換算方法で 1 名を加えて得た

数以上配置していること。ただし、この配置が難しい場合において、支援対象者の特性にあった支援ができると認められ、かつ、生活支援員の実人数が人数配置の要件を満たしている場合には、常勤専従の生活支援員及び常勤換算方法で算定する生活支援員の人数について、いずれも常勤換算方法で1名を下回ることができる。

ウ 心理療法を担当する職員を1名以上配置していること。

エ 居室は原則として個室とすること。

オ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。

カ 報酬告示における施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）の算定要件を満たしている事業所であること。

キ 千葉県強度行動障害加算事業実施要綱に基づく助成を受けていないこと。

その他対象施設の要件は、要綱をご参照ください。

#### （４）助成対象者の要件

多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められると千葉市が判定した者のうち、千葉県が設置・運営する「暮らしの場支援会議」により施設入所（入居）調整を受けた者をいう。

#### （５）助成金額 以下の表のとおり

区分	対象者	対象施設等の種類	補助基準額	対象経費の種類等	補助率等	交付対象期間
1	重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	支援対象者1人あたり日額16,000円に利用日数を乗じた額を上限とする。	（１）支援対象者の支援にあたる職員の人件費等 （２）支援対象者の支援に係る追加的経費 追加的経費とは、支援対象者の受入れに伴い、支援に新たに必要となる備品の購入費用及び受入れ後に支援対象者が壊した備品の再購入費用（①-1）、受入れ後に発生した現状回復のための修繕に係る費用（①-2）を対象とする。また、支援対象者に対する個別支援のために、支援対象者の支援員として配置されている者又は配置される予定の者が参加する講習や研修等の受講に係る費用（②）を対象とする。	事業所の補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と補助基準額を比較して、少ないほうの額。	指定障害者支援施設で入所又は短期入所を開始した日、若しくは、指定共同生活援助で入居又は短期入所を開始した日から3年間（「暮らしの場支援会議」において改善状態を判定して見直し）
		指定共同生活援助事業所	ただし、対象経費の種類等（２）の①-1及び①-2に関しては合計で1,000,000円を上限とする。			
2	最重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	支援対象者1人あたり日額32,000円に利用日数を乗じた額を上限とする。	（１）支援対象者の支援にあたる職員の人件費等 （２）支援対象者の支援に係る追加的経費 追加的経費とは、支援対象者の受入れに伴い、支援に新たに必要となる備品の購入費用及び受入れ後に支援対象者が壊した備品の再購入費用（①-1）、受入れ後に発生した現状回復のための修繕に係る費用（①-2）を対象とする。また、支援対象者に対する個別支援のために、支援対象者の支援員として配置されている者又は配置される予定の者が参加する講習や研修等の受講に係る費用（②）を対象とする。	事業所の補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と補助基準額を比較して、少ないほうの額。	指定障害者支援施設で入所又は短期入所を開始した日、若しくは、指定共同生活援助で入居又は短期入所を開始した日から3年間（「暮らしの場支援会議」において改善状態を判定して見直し）
		指定共同生活援助事業所	ただし、対象経費の種類等（２）の①-1及び①-2に関しては合計で1,000,000円を上限とする。			

## （６）助成対象

千葉市強度行動障害加算事業実施要綱第 2 条第 5 項並びに千葉市強度行動障害短期入所加算事業実施要綱第 8 条に定義される要件に該当する、千葉市において支給決定及び判定を受けた児者に対して支援を行った施設（いずれも千葉県内事業所に限る。）

## （７）要綱及び参考

○要綱

[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai\\_fukushi/documents/chibashi\\_juudokyou\\_dokoudousyougai\\_kasanho\\_jokin.pdf](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai_fukushi/documents/chibashi_juudokyou_dokoudousyougai_kasanho_jokin.pdf)

[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai\\_fukushi/documents/chibashi\\_juudokyou\\_dokoudousyougai\\_kasanho\\_jokinbeppyou.pdf](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai_fukushi/documents/chibashi_juudokyou_dokoudousyougai_kasanho_jokinbeppyou.pdf)

○重度の強度行動障害のある方を支援する事業者の募集について（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/kyoukou/index.html>